

革マルの「松崎翼賛運動」

は何を意味するか

この間革マル派は、松崎賛美運動を満展開している。「古文書クラブ」の発行名義で「主張」と題したピラを社宅などに投げ入れたかと思えば、今度は「革マル派交通労働者委員会」の発行名義で「進撃」と題したピラを配るなどしているが、その内容は、どれもこれも松崎賛美のオンパレードである。それらのピラは、「松崎さんはやっぱりすごい」「松崎さんはいつもながらすごい」「〇〇は会長の教えを理解していない」……の連呼で満たされ、怪しげな新興宗教と全く同じ気味悪さが漂うシロモノだ。

体制を清算するという意図をもった大塚新体制の確立という事態を前に、JR総連―東労組が組織崩壊の危機にたつたということだ。

さらにここから見えてくるのは、松崎という人物の卑劣さである。自らがJR総連を支配してきたにも関わらず、いざとなったら自分は陰に隠れて（嶋田が悪い、嶋海が悪い）等と革マルに言わせる自作自演の茶番劇を仕組み、日和見を決め込んで、状況いかんでのようにでもカツコよく登場できる機会を見計らっているのだ。まさに卑劣としか言いようがない。

われわれは今改めて、松崎がこの間何を言ってきたのかを明らかにしなければならぬと思う。例えば次のように言い続けてきたのだ。

松崎は何を言ってきたか

革マルは、東労組書記長嶋田や、京地本書記長嶋海などの名前をあげて「革マルのくせになぜ松崎の教えどおりにやらないのか」と「非難」し、東労組は、「革マルとは関係ない、組織介入は許さない」と言って、必死に大塚新体制に取り入ろうと、奴隷のように頭をすりつけている。

茶番劇を仕組んだのは?

だが、この茶番劇は一体誰がとり仕切り、誰がやらせているのか。それは当の松崎以外にはあり得ない。そうではないというのなら、この十数年間そうやってきたように、松崎がでてきて、この異様な事態に対する見解を延べ、決着をつけなければならないか。

だが問題は、ここから見えてくるのは一体何なのかということである。それは、JR総連―革マルとの結託

うのこのいうつもりはない。自衛隊が災害援助に大変貢献していることについて我々は感謝の気持ちをもってみたいと思う。

【仙台での講演】

私は自衛隊反対や安保条約反対などと言ったことはありませんし、これからも言いつもりはありません。労働組合ですから現にあるものは認めるのです。

失業者を救うためなら戦車や爆弾をつくったっていいではないですか。

【新潟での講演】

「抵抗とヒューマニズム」が聞いてあされる。松崎は、その場その場を使い分け、会社に取り入れるためには、言うことを平気でコロコロと変えて恥じない人物なのだ。今こそ東労組と決別しよう。

シニア制度は違法行為 シニア協定で新たな申し入れ

「シニア社員に関する諸制度」に関する申し入れ(その5)

1. 会社は、「シニア社員に関する諸制度」の「再雇用の機会提供」について、職業安定法に定められた職業紹介事業にはあたらないと判断しているが、同法に違反しているが、その理由を明らかにされたい。
2. 社員が定年後も引き続き雇用されることを希望する場合は、「シニア雇用に関する協定」によることを問わず、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、会社には、当該社員の定年後の雇用の場を確保する努力義務が存在すると考えるが、この点について会社の見解を明らかにされたい。
3. 労働組合法第17条に定められた労働協約の一般的拘束力について、会社が、「要件が満たされても、協約未締結組合に所属する組合員には適用しない」としている根拠を明らかにされたい。
4. 「シニア雇用に関する協定」(案)「1」(2)について、提案の同主旨の箇所では「再雇用の場を確保する」としていたものを、「再雇用の場を確保する」に変更した理由を明らかにされたい。
5. 会社は、この間の団体交渉等のなかで、定年後の再雇用について、「再雇用の機会を提供する」と言っており、あつ旋するとは言っていない。「再主張するが、これはどのような主旨なのか明らかにされたい。
6. JR東労組は、「シニア協定の効力は今後の雇用の基本に関する覚書」が前提だ」との主張・宣伝を行っているが、会社がJR東労組と締結した「今後の雇用の基本に関する覚書」は、そのような性格のものなのか、会社の見解を明らかにされたい。
7. 5月16日から31日まで実施した、来年度99歳到達者の再雇用の希望把握で、何人が再雇用を希望したのか明らかにされたい。